

東北支社 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成29年3月22日（水） 東北支社4階会議室	
委員	岩熊 哲夫（東北大学大学院教授） 三輪 佳久（弁護士） 佐藤 英世（東北学院大学大学院教授） 内田 貴和（公認会計士・税理士） 風間 基樹（東北大学大学院教授） 大江 修（東北経済連合会 専務理事）	
審議対象期間	平成28年8月1日～平成28年11月30日	
抽出案件	総件数【5件】	備考
○工事	【4件】	
・一般競争	0件	
・条件付一般競争	1件	東北自動車道 広瀬川橋床版取替工事
・拡大型指名競争	1件	常磐自動車道 いわき管理事務所増築工事
・随意契約	1件	常磐自動車道 山元南スマートインターチェンジ工事
○調査等	【1件】	常磐自動車道 いわき中央橋他2橋基本詳細設計
○物品等	【1件】	平成28年度 東北観光情報誌等作成業務
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	<p>審議案件について、入札の事務手続きは全て適正と認められる。</p> <p>なお、補足として以下の点について今後検討を願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札不調後に施工時期の制約等により競争契約に付す時間的余裕がないなどの事情があることから行う随意契約について、震災復旧・復興がそろそろ落ち着いてきている状況を勘案し、全体の発注計画を早めるようなことを考えて頂きたい。 ・拡大型指名競争入札については不調・不落対策ということは十分承知しているが、やはり本来の姿とはいえないので、入札の基本的な理念に基づいた入札方式に徐々に戻すような努力をして頂きたい。 	

別紙

意見・質問	回 答
<p><u>【入札監視統一事務局における審査実施状況報告】</u></p> <p>・意見等なし</p> <p><u>【工事入札契約状況報告】</u></p> <p>① 入札不調対策における材料価格の公表は、物価版等で昔から分かっていたものを、改めて今年度にアップデートされた情報を公表するということですか。</p> <p><u>【競争参加資格停止等運用状況一覧表報告】</u></p> <p>・意見等なし</p> <p><u>【資格取消等状況報告】</u></p> <p>・該当なし</p> <p><u>【一次苦情及び一次説明処理状況報告】</u></p> <p>・該当なし</p> <p><u>【談合情報について】</u></p> <p>・該当なし</p> <p><u>【抽出事案の審議】</u></p> <p><u>「東北自動車道 広瀬川橋床版取替工事」</u></p> <p>① 入札公告の基本事項 1-14「配置技術者」について、『配置技術者の資格及び工事経験は下記に示すとおりとするが、競争参加資格要件として求めるものではないので留意すること。』との記載があります。この『求めるものではないので留意すること。』とはどのような意味ですか。</p> <p>② 競争参加資格確認申請に伴う技術審議結果報告書の同種工事の実績のうち、工事成績について、D社は同種工事 a)の工事成績が71点でb)が75点、O社は同種工事 a)・b)の工事成績が共に87点と点数に大きな開きがあります。これは一般論としてD社はいつも点数が低いということなのか。</p> <p>そうすると、O社がいつも高得点ということではないのですか。</p>	<p>① 材料価格は物価版がベースとなっていますが、アスファルトやコンクリートなどは当社が独自で調査のうえ単価を設定していますので、これらについても公表しているということです。</p> <p>① 配置技術者の資格及び工事経験については、以前は入札の参加要件として求めていたものですが、入札不調対策の一環として参加要件ではなく、契約後工事着手までに配置するように変更したため、このような記載となっています。</p> <p>② 工事成績の点数は、工事の実績によってつけられますので、ケースバイケースでございます。</p> <p>そのとおりです。</p>

意見・質問	回 答
<p>「常磐自動車道 いわき管理事務所増築工事」</p> <p>① 本工事は拡大型指名競争入札方式で、この方式の採用基準には合致しているようですが、工事の概要を見ると条件付一般競争でもよさそうな工事ではないかと思えます。この拡大型指名競争入札にせざるを得なかったという判断はどこにあるのですか。</p> <p>② 一般競争が基本であり、それで実施してどうしてもできない場合に拡大型指名競争や随意契約というのが筋ではないかと思われしますので、今回は難しい判断の中これで実施した訳ですが、今後は気を付けて頂きたいと思えます。</p> <p>③ 工事概要の説明の中で工事の目的というかコンセプトの中に従業員の満足度向上が挙げられていますが、事前に社員の満足度についての調査は実施されたのですか。</p>	<p>① この工事の発注時期に、建築工事で入札不調の発生率が高かったことから、条件付一般競争では入札参加者を募るのは非常に難しいという状況を勘案しつつ、工期などを総合的に検討した結果、拡大型指名競争入札の実施基準に合致していたため、実施したということです。</p> <p>② 各支社・事務所の発注状況については、本社においても確認をしており、入札状況が改善してくれば要領について見直しをしていくということにしているところです。全体では比較的改善してきているものの、建築工事についてはまだ拡大型指名競争で実施せざるを得ない状況と判断しています。</p> <p>③ 所内でワーキンググループを作り、その中で話し合いや議論を重ねたうえで、できる限り事務所社員、特に女性社員の意見を吸い上げるよう対応しています。</p>
<p>「常磐自動車道 山元南スマートインターチェンジ舗装工事」</p> <p>① 本工事は当初拡大型指名競争入札で実施したところ参加者が無く不調だったので優先交渉を行い随意契約で再発注したということですが、今回の契約者は当初の拡大型指名競争入札の際に指名されていたんですね。ということは、当初は何らかの理由があって入札に参加せず、今回は随意契約に応じたということですが、当初どのような理由があり、それが解消されて随意契約が可能となったのか等について発注者として何か分析はしていますか</p> <p>② 今回、大きな会社10者が資格停止中である中、応募者が他にないというのはどのような背景があると考えられますか。</p>	<p>① 相手方に直接聞いている訳ではありませんが、一般的には当初の発注の際には技術者の配置ができなかったものが、時間の経過により、技術者の配置が可能になった等の理由が考えられます。</p> <p>② 工事規模から見て、大きな会社から見れば規模が小さく、それ以外の会社から見るとそれなりに大きな規模であり、更に現地の状況や工事進捗等から同時期に発注手続きを実施している名取中央スマートインター舗装工事と比較し、厳しいと捉えたのかと思われます。</p>

意見・質問	回 答
<p data-bbox="164 203 351 235">「常磐自動車道</p> <p data-bbox="288 241 742 273">いわき中央橋他 2 橋基本詳細設計」</p> <p data-bbox="151 324 799 515">① 技術提案書の評価項目に「業務実施体制の妥当性」があり、再委任のことについて記載がありますが、これは受注前の体制のことですか。受注前だとすればあまり意味がないと思いますし、土木工事等では契約書で一括下請けを禁止しています</p> <p data-bbox="151 562 799 792">② 同じく技術提案書評価項目で「配置予定管理技術者の経験及び能力」と「配置予定照査技術者の経験及び能力」がありますが、配点が違うだけでその他は一部を除き同じ内容になっています。これはその事項について二重の配点をしているということにはならないのですか。</p> <p data-bbox="151 840 799 1030">③ 評価項目の中に「同種又は類似業務経験」があり、配置予定管理技術者と配置予定照査技術者で経験年数に3年の差がありますが、これは照査技術者の方がより経験を必要とするということですか。</p> <p data-bbox="151 1077 799 1151">④ 偶然かも知れませんが、3者とも同じ点数になっています。これは何故ですか。</p>	<p data-bbox="836 324 1484 472">① 工事と同様に、設計においても主たる部分の再委任は禁止になっています。なお、再委任する場合は承諾願いを提出させ、その業務内容を審査のうえ承諾しています。</p> <p data-bbox="836 562 1484 792">② 配点につきまして、参加表明の段階で配置予定管理技術者の配点は35点、配置予定照査技術者の配点は10点となっていますが、特定段階では配置予定管理技術者の点数を10点満点に換算し直しますので、配置予定照査技術者と同じ点数配分となります。</p> <p data-bbox="836 840 1484 1030">③ そのとおりです。配置予定管理技術者は最近の設計経験があれば、それらの知見を反映でき、配置予定照査技術者は調査全体の照査を行う者として、配置予定管理技術者より少し長い経験で評価するという事です。</p> <p data-bbox="836 1077 1484 1267">④ プロポーザル方式ですので、9者応募があった中で上位3者を選定しているため、そのような点数になっていることと、金額も7千万円を超えていることから、各社とも力を入れて応募してきた結果ではないかと思われます。</p>
<p data-bbox="164 1317 742 1348">「平成28年度 東北観光情報誌等作成業務」</p> <p data-bbox="151 1400 799 1709">① 入札公告の業務提案書の作成の中で、参考見積りの提出を義務付けており、その見積り金額は6千万円以下とすることとしています。しかし、応募者を見ると各社ともそれぞれ独自で観光情報や写真等を多数持っている会社と見受けられ、そうしたことから察すると本業務の成果品を作成するのに6千万円というのは高いように感じますが、それについては如何でしょうか。</p> <p data-bbox="151 1756 799 1904">② 6千万円という金額を提示すれば、当然6千万円ギリギリの金額で見積もってくると思いますが、それでもやはり金額の提示は必要なのでしょうか。</p>	<p data-bbox="836 1400 1484 1630">① 本業務の規模については、10年程前から「フレロード」という名称で情報誌と地図の作成業務を行ってきたところであり、それらの実績を基に算出しています。この金額には著作権の譲渡も含まれており、決して高い金額ではないと考えています。</p> <p data-bbox="836 1756 1484 1904">② 応募者からの提案内容は金額によって差が出てくると思いますので、発注側としてはこの金額規模で最高の提案をして頂いた業者を選定したいということです。</p>

意見・質問	回 答
<p>③ 前回は同じ方式だったのですか。また、次回も同様に金額を提示して実施するのですか。</p>	<p>③ 前回は冊子と地図を別々に発注していましたが、そのうち冊子については今回と同じ入札方式でした。今回から一体感を持たせるため冊子と地図を一緒にしましたが、実施後に効果等を十分検証の上、支障がなければ次回についても今回と同様の発注方法になると思われます。</p>
<p>④ 応募者のうち、Y社が業務実績に不備があるとして不適になっていますが、このような場合、書類の補完は求めないのですか。</p>	<p>④ 入札書類提出期限までに書類が揃っていなかったための不適であり、補完は求めません。</p>
<p>⑤ 入札公告の中の支払条件で「部分払いなし」との記載がありますが、約3年間の契約期間の中で、冊子が12回、地図が6回の納品がある訳ですけれど、支払いはどのようにされるのですか</p>	<p>⑤ 一部しゅん功払いと言う形で支払を行います。</p>
<p>⑥ Y社が要件を欠くということで不適になっています。しかし本業務はプロポーザル方式で応募は4者でしたが、応募が多数の場合は上位5者を選定することになっています。こうした場合、不適となった内容にもよりますが、補正ができるものは補正を求めるというやり方の方が選定にあたっての選択肢が増える訳で、こうした観点からすると、締切前であれば補正が可能な場合は補正を求めた方が却って良いのではないかと思います、その点について如何でしょうか。</p>	<p>⑥ 書類提出期限の締切り前であれば、補正を求めるというやり方もあるとは思いますが、締切直前に来た者の提出書類に不備があった場合にどうするのか等、個々のケースを考えていった場合に不公平が生じる可能性があるということで、公平性を確保するために補正はしないこととしています。</p>
<p>⑦ 公平性ということであれば、その直前の日程というのも決めれば良いのではないかと思います。</p>	<p>⑦ 2段階で日程を設定するということだとは思いますが、そこまでの議論は煮詰まっていない状況です。</p>
<p>⑧ 不適となった場合、相手方にはどのように伝えるのですか。</p>	<p>⑧ 郵送に加え、電話でも詳細な説明をしています。</p>